

【PCR検査のご案内】

公立松任石川中央病院で、新型コロナウイルス感染症に対する『自費』でのPCR検査をご希望の方は、下記をお読み下さい。

○『自費』による新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査を受検できる方

- ①過去2週間、風邪症状(発熱・のどの痛み・咳・倦怠感)などがなく、体調が良好である方
- ②濃厚接触者ではない又は、行政の指導による「健康観察対象者」ではない方
- ③検査結果が「陽性」となった場合、陽性者として保健所等へ速やかに病院から連絡を行いますので陽性者として管轄する保健所の指示に従うことができる方

※何らかの症状がある場合は、「発熱者専用外来」にお問い合わせ下さい。

○お問い合わせ・ご予約について

問い合わせ時間 病院開院日の 午前9時～午前11時
問い合わせ先 (専用ダイヤル) 080-2162-9726

※検査は「完全予約制」です。必ず前日までにご予約をお済ませください。当日のご予約は致しかねます。また、ご希望の日が予約できない場合もございますのでご了承下さい。

※「お問い合わせ時間」以外のお時間での対応は致しかねます。

○検査日について

病院開院日の 月・水・金曜日(2021年11月1日より)

※指定の曜日以外にご希望の場合は上記専用ダイヤルまでお問い合わせください。

※2021年12月28日～2022年1月5日は年末年始のためお休みとさせていただきます

○検査時間について

病院開院日の 午前11時 ※所定の集合場所に自家用車でお越し下さい。

○検査費用について

自費でのPCR検査費用 14,850円(消費税込み) ※陰性証明書あり

※原則、金融機関窓口又はネットバンキングでのお支払いをお願いします。一部当日のお支払いをお願いする場合がございます。

○白山市のPCR検査補助事業について

白山市に住民票を有する65歳以上の方は、白山市のPCR検査補助事業があります。

詳しくは白山市いきいき健康課(076-274-2155)にお問い合わせ下さい。

また、この事業のご予約等の対応は当院で行うことができません。

○その他

石川県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、自費によるPCR検査につきましては、事前にご予約がお済みでも急遽中止せざるを得ない場合もございます。

新型コロナウイルス感染症の確認を目的とする『PCR 検査』に伴う注意事項

新型コロナウイルス感染症の確認する目的で行う『PCR 検査』につきましては、『唾液』による検査方法により判定を行います。

下記の注意事項を厳守のうえ、検体(唾液)を採取して頂き、しっかりと白いキャップを閉めて、付属の“パウチ袋”に入れて下さい。

(※下記の注意事項を守らない状況下で採取した検体(唾液)では、正確な判定ができません)

(事前の準備)

1.検体(唾液)を採取する前の注意事項…検査時の体温が「37.3度以上」の場合は検査が行えません

《採取1時間前から控えること》

食事や水・お茶など飲食や喫煙、歯磨きやのどスプレー・うがい薬 などを使用しないで下さい

《採取する環境の注意》

屋外での採取は行いません。必ず自家用車内など、“ほこり”などが容器内に混入しない環境で採取します。

また、事前に検体を採取せず、必ず病院到着後に専用容器に採取し提出して下さい。

(唾液採取)

1.《事前の準備》に記載されている注意事項を確認

2.容器の蓋を開け、直接唾液を容器内に吐く(唾液の量は『1ml～2ml』程度)



3.採取した後は、蓋を確実に閉め、専用のパウチ袋に入れ提出する



4.検査同意書を忘れずに提出して下さい(同意書がない場合、検査は実施できません)。

5.『検査結果通知書』は、後日ご自宅へ郵送致します。お急ぎの方は翌開院日に総合案内でお渡しますので、ご予約の際に申し出下さい。

※当日の午後5時頃には検査結果が確定致します。検査結果は、病院からお電話でご連絡致します

※お電話での検査結果のご照会には応じる事ができませんのでご了承下さい。

※検査費用につきましては、必ず検査後、一両日中に指定口座へお振り込みをお願いします。

振込先:はくさん信用金庫 松任支店 普) 1330 口座名 白山石川医療企業団 企業長 卜部 健

振込額:14,850円(消費税込) ※振込手数料は受検者でご負担下さい。

新型コロナウイルス感染症(SARS-CoV-2)に対する『PCR 検査』 同意書

私は、下記に記載された“検査時の注意事項”に同意し、白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院での『唾液を用いた新型コロナウイルス感染症に対する PCR 検査』を受けることに同意致します。

検査時の注意事項

- 1.過去 2 週間、風邪症状(発熱・のどの痛み・咳・倦怠感)などがなく、体調が良好であること
- 2.検査結果が「陽性」となった場合、感染者として保健所等へ速やかに病院から連絡を行いますので、以降は感染者として管轄する保健所の指示に従うこと
- 3.PCR 検査は「新型コロナウイルス感染症(SARS-CoV-2)」に対するものであり、**検体採取時点の陰性又は陽性を判断する検査であること (※検体採取以降の感染の有無を保証するものではありません)**に同意できること
- 4.**感染拡大防止の観点より、同意書はご自身で印刷し当日ご持参下さい。ご持参無き場合は同意書をお渡しいたしません**が、上記注意事項に同意したものとさせていただきます。

以上の内容に同意し、新型コロナウイルス感染症(SARS-CoV-2)」に対する PCR 検査を受検致します。

令和 年 月 日

受検者氏名 _____ (印)

連絡先(携帯電話): _____

(※未成年者の場合保護者氏名: _____)

退院後もしばらくの間 PCR 検査では陽性と判定されます

職場復帰に当たり、職場から陰性証明書を求められることがあります。

このことにつきまして検査をしても以下の理由により陽性となること、厚生労働省から必要としない旨の通知があることから、職場に説明し理解を求めてくださいますようお願いいたします。

PCR 検査では退院後2週間から1月程度まで陽性となる事が多く認められます

検査はウイルスの遺伝子を検出しますので、感染リスクが無くなったウイルス(バラバラになった状態)の遺伝子(RNA)を検出し、陽性と判定されます。

厚生労働省からは職場復帰に当たり証明を必要としない旨の通知が出ております

令和2年5月1日 事務連絡

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて



厚生労働省の企業向け Q&A ページでも 証明を求めない旨が説明されております

10 その他（職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど） 問7

「また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。PCR 検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。」

